

北東北三大学三銀行提携事業

「地域 TLO ネットビックスプラス」に関する協定書

国立大学法人秋田大学、国立大学法人岩手大学および国立大学法人弘前大学（以下「三大学」という。）と、株式会社秋田銀行、株式会社岩手銀行および株式会社青森銀行（以下「三銀行」という。）の三大学、三銀行（以下「六者」という。）は、北東北三大学三銀行提携事業の運営による包括提携を実施するにあたり、次の通り協定を締結する。

第1条（目的）

六者は、三銀行のネットワークを活用し、三大学の研究成果等を地域社会に還元することによって産学金連携を推進し、産業の活性化および地方創生を実現することで地域の企業等および地域社会の発展に寄与するため、相互に協力することを目的とする。

第2条（名称）

本提携事業の名称は、北東北三大学三銀行提携事業「愛称：地域 TLO ネットビックスプラス」とする。

第3条（提携協力事項）

- 六者は第1条の目的を達成するため次に掲げる事項について提携および協力する。
- (1) 三大学の保有する知的財産等、研究成果等情報の地域企業への提供
 - (2) 三銀行の顧客企業が保有する技術的ニーズの共有と六者連携による解決スキームの提供
 - (3) 北東北三県の地域企業の新産業創出を目指した、産業振興ならびに地方創生への支援
 - (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

第4条（機密保持）

1. 六者は、本協定に基づく提携により知り得た他の当事者の顧客の営業上の秘密および信用状態に関する情報を第三者に漏らし、または第1条に定める目的の範囲外に利用してはならない。
2. 六者は、前項に定める秘密および情報を厳重に管理しなければならない。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効

期間満了の日の30日前までに、六者のいずれかから特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日からさらに1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

第6条（疑義の処理）

本協定に定める事項について疑義が生じた場合または本協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、六者が協議して行うものとする。

本協定について合意成立したので、その証として本書6通を作成し、署名の上各々1通を保有する。

平成28年7月14日

秋田市手形学園町1番1号
国立大学法人 秋田大学

学長

山本文雄

盛岡市上田三丁目十八番八号
国立大学法人 岩手大学

学長

岩瀬明

弘前市文京町1番
国立大学法人 弘前大学

学長

佐藤敬

秋田市山王3丁目2番1号
株式会社 秋田銀行

取締役頭取

濱屋隆夫

盛岡市中央通1丁目2番3号
株式会社 岩手銀行

取締役頭取

田口幸雄

青森市橋本1丁目9番30号
株式会社 青森銀行

取締役頭取

城田晋